

令和3年 第12回米子市教育委員会定例会会議録

日時 令和3年10月13日(水) 午後3時
場所 第二庁舎2階第2会議室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実(教育長)
白 井 靖 二
上 森 英 史
荒 川 陽 子
三 瓶 文 乃

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼教育総務課長	松 田 展 雄
学校教育課長	西 村 健 吾
生涯学習課長	木 下 博 和
学校給食課長	伊 藤 康 恵
図書館長	矢 木 茂 生
スポーツ振興課長	深 田 龍
総務部調査課長	足 立 聡
総務部調査課長補佐	宇 山 芳 直
学校教育課担当課長補佐	住 田 耕 一
学校教育課担当課長補佐	遠 藤 幸 子
教育総務課教育企画室長	斎 木 雅 徳
教育総務課係長	足 立 卓 哉

議事日程 令和3年10月13日 午後3時開議

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 前回の会議の会議録の承認
- 第3 教育長の報告
- 第4 議 事
 - 議案第54号 米子市スポーツ推進審議会委員の任命について
 - 議案第55号 米子市図書館協議会委員の任命について
 - 議案第56号 米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会委員の委嘱について
 - 議案第57号 組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
 - 議案第58号 組織機構の改正に伴う関係教育委員会規程の整備に

関する規程の制定について

議案第59号 米子市教育委員会事務局職員の任免等の発令に関する規程の制定について

議案第60号 美保地区の米子市立小・中学校の校区について

開 会 午後 3 時

浦林教育長 ただいまから、令和 3 年第 1 2 回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に三瓶委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第 2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

松田事務局長 教育長。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 前回の会議は 9 月 2 7 日に開催されまして、議案第 5 1 号「米子市美術館協議会委員の任命について」から、議案第 5 3 号「令和 3 年度一般会計補正予算（補正第 8 回）について（教育委員会の所管に属する部分）」までの 3 議案についてご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に、日程第 3 教育長の報告について、私から報告をいたします。

本日は 1 点ご報告いたします。1 0 月 1 0 日でしたが、延期しておりました米子市成人式を開催いたしました。全部で約 4 0 0 名の参加ということでした。一生に 1 度の会ということになりますので、開催できてほっとしているところがございます。教育委員の皆さま方には、当日ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

4 議事について

浦林教育長 それでは、日程第 4 議事に入ります。

議案第 5 4 号「米子市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

深田課長 はい。

浦林教育長 深田スポーツ振興課長。

深田課長 そうしますと、議案第54号「米子市スポーツ推進審議会委員の任命について」ご説明いたします。

米子市スポーツ推進審議会につきましては、米子市スポーツ推進審議会条例におきまして、米子市のスポーツの推進に関する重要事項を調査・審議し、スポーツの推進に関する重要事項に関して教育委員会に建議するために設けられている会議でございます。

このたび、令和3年10月31日をもちまして2年間の任期が切れるということで、新たに任命をしたいというところでございます。

2ページに委員の名簿が付いております。1名、学識経験者で中学校体育連盟の上杉委員が新任でございますが、それ以外の方は継続して再任ということでございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員 お願いします。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 全体で11名の委員さんだと思うんですが、この中で男女比というのは。お名前だけ拝見すると男性のほうが多いのかなと思うんですが、もう少しバランス良くいろんな方の意見を聞いていただけたらと思うので、よろしくをお願いします。

浦林教育長 深田課長。

深田課長 11名中3名の方、上から2番目の山下さん、3番目の藤原さん、下から3番目の安田さん、この3名の方が女性です。依頼する時は会の会長でなければいけないとか、そういう役職は関係なく、女性の起用を積極的をお願いしたいということで各団体にはお願いしているところなんですけども。昨年1名、山下委員が増えたんですけども、今回依頼するにあたっては女性の方が選出されなかったというところなんですけども、引き続きお

願いして参りたいと思います。

荒川委員 多様な意見ということで、よろしくをお願いします。

浦林教育長 上森委員。

上森委員 任命のことではないんですが、去年、今年とコロナ禍でいろんなスポーツイベントが中止になったり、なかなか活動ができなかった状況ではなかろうかと思うのですが。この審議会を最終的にこれからされるのか、もしされたならそのへんの、委員さんの何か工夫等があればお聞かせ願いたいです。

浦林教育長 深田課長。

深田課長 委員の活動なんですが、今年度は米子市スポーツ推進計画が10年の期間の折り返しの5年目ということで、中間見直しの時期となっております。先日、会議を開きまして、見直しの方角性についてご審議いただいたところです。今後、見直し案の決定に向けて、今年度あと2回程度会議を開く予定としております。

上森委員 わかりました。

浦林教育長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
質疑がないようですので採決いたします。議案第54号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第54号「米子市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次に議案第55号「米子市図書館協議会委員の任命について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

矢木館長 はい。

浦林教育長 矢木図書館長。

矢木館長 3ページをご覧ください。議案第55号「米子市図書館協議会委員の任命について」ご説明いたします。

米子市図書館協議会は、図書館の運営に関しまして館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについて館長に意見を述べる機関として図書館法の規定により設置しており、現在10名の委員の任期が令和3年10月31日までとなっております。そこで今回、令和3年11月1日からの委員の方を新たに任命しようとするものでございます。

今回、任命させていただく委員の方は8名でございます。記載のとおりでございます。所属欄に書いております団体のほうから推薦をいただいた方でございます。再任が6名、新任が2名でございます。なお2名の公募委員につきましても現在公募中でありまして、決定し次第、あらためて教育委員会のほうにお諮りすることとしております。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がないようですので採決いたします。議案第55号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第55号「米子市図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次に議案第56号「米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

木下課長 教育長。

浦林教育長 木下生涯学習課長。

木下課長 まず議案の差し替えがございますので、先ほどお配りしております1枚もの、4ページの差し替え分をご覧くださいと思います。

議案第56号「米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委

員会委員の委嘱について」を説明いたします。

子どもの読書活動は、子どもが成長していく上でとても重要な役割を持っており、国では子どもの読書活動の推進に関する法律を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。本市ではこの法律の第9条第2項の規定により、平成18年度に「米子市子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、その後、平成24年度に第2次計画、平成28年度に第3次計画を策定しております。

この第3次計画の計画期間が今年度末までとなっております。従いまして、令和4年3月を目途に第4次計画を策定することとしております。この策定にあたり、有識者から広く意見を求めるため、「米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会」を設置して、計画案の内容を検討していただくこととしております。

このたび、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱第3条第2項の規定により、新たに検討委員を委嘱しようとするものでございます。委員の任期は令和3年11月1日から令和4年3月31日までとなります。委嘱する委員につきましては、記載しております8人でございます。なお公募委員につきまして、9月1日から9月21日まで募集をいたしましたが、応募者がございませんでした。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。荒川委員。

荒川委員 応募委員がなかったということについて、広報もいろいろ方法があると思うんですけど、今、米子市のほうもSNSとかいろいろ工夫してされていると思うので、こういった公募も広く、特にお子さん育てておられる方も多いと思いますし、より多くの市民の方にそういう情報が伝わるように、これからより一層情報を公開していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

浦林教育長 木下課長。

木下課長 今後そのように努めて参りたいと思います。ありがとうございました。

浦林教育長 その他はいかがでしょうか。
では質疑がないようですので採決いたします。議案第56号

については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第56号「米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次に議案第57号「組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」及び、議案第58号「組織機構の改正に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程の制定について」は、いずれも令和3年12月の組織機構の改正に伴う規則及び規程の整備に関する案件であるため、この2議案を合わせて審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第57号及び議案第58号については、一括審議といたします。

浦林教育長 それでは議案第57号「組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」及び、議案第58号「組織機構の改正に伴う関係教育委員会規程の整備に伴う規程の制定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

宇山課長補佐 はい。

浦林教育長 宇山調査課課長補佐。

宇山課長補佐 そういたしますと、議案第57号及び第58号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第57号及び議案第58号は、いずれもこども総本部の設置を主な内容といたします米子市の組織機構改正の一部として、教育委員会の規則及び規程について必要な改正を行うというものでございます。

この度の組織機構改正につきましては、今年5月の委員会の

後にお時間をいただきまして、改正案の概要についてご説明をさせていただいたところでございますが、子どもに関する施策を教育と福祉が一体となって、子どもの成長過程全体を通じて総合的かつ効果的に行うことができる体制を整えようとするものでございます。

その具体的な組織の形でございますが、本日お配りしております別冊資料の1ページ、組織機構のイメージ図をご覧ください。現在は市長部局の福祉保健部、こども未来局及び教育委員会事務局の主に教育総務課で所管をしております、子どもに関わる様々な業務について整理をいたしまして、施策の企画立案的な業務の集約をしたこども政策課、様々な施設の管理や運用に係る業務を集約したこども施設課、給付業務を中心に集約をしたこども支援課の3つの課を、教育委員会事務局内と市長部局内の両方に新たに設置をするものでございます。この3つの課につきましては、課長が教育委員会事務局の課長と市長部局の課長、両方の併任を受けまして、教育委員会の事務と市長部局の事務の両方を掌握をしてマネジメントをする、そういうような運用を想定しております。また課長以外の職員につきましても、市長部局と教育委員会事務局の職員、両方の身分を持たせまして、課長の裁量で柔軟にどちらの事務にも携われるようにいたします。このような組織機構と運用によりまして、教育施策と福祉施策の一体的推進を図ろうとするものでございます。2ページのほうに組織機構の新旧対照表を付けておりますので、こちらのほうもご確認をいただければと思います。

以上の組織機構改正の内容を踏まえまして、議案のほうのご説明でございますが、議案に掲載をしております規則・規程の新旧対照表は省略の部分などが多くございまして、非常に全体像がわかりにくいものになっておりますので、本日配布いたしました別冊資料の3ページ以降に、省略のない全文の新旧対照表を載せておりますので、よろしければこちらをご参照ください。

米子市教育委員会事務局組織規則の一部改正につきましては、先ほどご説明を申し上げましたように、こども政策課、こども施設課及び、こども支援課の3課を教育委員会事務局に設置をし、それぞれの課の所掌事務を定めようとするものでございます。また組織規則の他、米子市教育委員会公印規則、米子市教育委員会事務専決及び代決規程、米子市立学校の歳出予算執行及び会計事務に関する規程につきまして、この機構改正に伴う所要の整備及び文言の整理を行おうとするものでございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員 お願いします。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 今日いただいた資料の4ページのほうでお話をさせていただきます。改正前と改正後の対照表で、改正前の4ページの上のほうに6番7番8番とあって9番、「遠距離通学のために必要な手段の確保に関する事務」については、改正後はどこの課が担当されることになるのでしょうか。こども支援課の通学のところに全部含まれているという理解でよろしいでしょうか。

浦林教育長 宇山課長補佐。

宇山課長補佐 委員がおっしゃいますとおり、改正前の「遠距離通学のために必要な手段の確保に関すること」というのは非常に限定した表現になっておりましたので、少し表現を広げまして「児童及び生徒の通学に関すること」といたしまして、第5条こども支援課の所掌事務とさせていただいているものでございます。

荒川委員 わかりました。

浦林教育長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
質疑がないようですので採決いたします。議案第57号及び議案第58号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第57号「組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」及び、議案第58号「組織機構の改正に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次に議案第59号「米子市教育委員会事務局職員の任免等の発令に関する規程の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

齋木室長 教育長。

浦林教育長 齋木教育企画室長。

齋木室長 議案第59号「米子市教育委員会事務局職員の任免等の発令に関する規程の制定について」、教育総務部からご説明をさせていただきます。

議案の21ページになります。議案第59号参考資料で説明させていただきます。

制定の理由でございますが、本市教育委員会において明文のなかった事務局職員の任免等の発令の方法について、これまで辞令書の交付を基本として取り扱っておりましたが、見直しをした上で、これを定めようとするものでございます。内容につきましては次の22ページ「参考事項」に記載がありますように、職員の任免等の発令については全て書面による辞令書の交付を行っているところでございます。このたび、この取扱いを見直し、庁内LAN掲示板の人事異動内容の掲載又は、所属長からの口頭による伝達をもって当該任免行為の意思表示が当該職員に到達し、又は当該職員が了知し得るべき状態におかれるものと認められることから、採用、退職、分限処分、懲戒処分等の辞令書の交付によるべきものを除いて、発令の方法として辞令書の交付によらず、辞令書の交付を省略できるようにするものでございます。

なお、こちらは市長部局におきましては、同様の規程を令和3年4月1日に施行し、運用しているところでございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

白井委員 教育長。

浦林教育長 白井委員。

白井委員 こういう方向でやっていくのがいいのではと、私も思っています。ちなみに他の市町村などもこういったことは、もう進んでいるんですか。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 詳しいところは手元にないんですけども、既に鳥取県においては、そういうところを進めておるところもございます。紙のものがなくなるということで、正直言いますと私どもなんかあったほうがいいのかなと思うところもございますけれども、そういった庁内LANでの電子媒体によるものということに、紙の省資源化ということもございまして、そういったことに配慮していきたいというのが趣旨でございます。

浦林教育長 委員もよくご存知のとおり、県教委においては、この事例はほとんど出さないような状況になっているので、市のほうも同等の扱いに近づいてきたかなという。あと市長部局のほうでもそういった動きがあるという、そういった流れの中での今回の改定でございます。

白井委員 ありがとうございます。

浦林教育長 その他いかがでしょうか。
それでは質疑がないようですので採決いたします。議案第59号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第59号「米子市教育委員会事務局職員の任免等の発令に関する規程の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次に議案第60号「美保地区の米子市立小・中学校の校区について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

西村課長 教育長。

浦林教育長 西村学校教育課長。

西村課長 では議案第60号「美保地区の米子市立小・中学校の校区について」、学校教育課から説明いたします。
本議案は、去る令和3年4月27日に米子市立学校校区審議

会に諮問いたしました美保地区の小・中学校の校区につきまして、同年9月21日に、お手元の別紙24ページから26ページにありますとおりの答申があったことを受けまして、今後の美保地区の米子市立小・中学校のあり方についてお諮りするものでございます。

まず答申の内容でございますが、資料25ページの下段にありますとおり、新たに義務教育学校を設置し、校区は崎津7区自治会の区域に限る彦名町、崎津7区自治会の区域に限る富益町、大崎、葭津、大篠津町、和田町とする。この義務教育学校の設置により、米子市立崎津小学校、米子市立大篠津小学校、米子市立和田小学校並びに、米子市立美保中学校を廃止するというところでございます。その他、審議の内容、付記等につきましては、同じく24ページから26ページにあるとおりでございます。

以上、校区審議会からの答申を受けまして、今後の美保地区の米子市立小・中学校のあり方について、資料23ページにあります。答申のとおり新たに義務教育学校を設置し、校区は彦名町、富益町、大崎、葭津、大篠津町、和田町とする。また義務教育学校の設置により、米子市立崎津小学校、大篠津小学校、和田小学校並びに美保中学校は廃止する。以上のとおりお諮りいたします。

浦林教育長 ではまず質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

荒川委員 お願いします。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 付記のところから少しお伺いしたいことがあるんですけども。まず付記の4番の「義務教育学校を施設一体型とした場合」という表現があるんですが、これは施設一体型なのかそうでないのかという議論ですとか、それに加えて付記の9番には「義務教育学校の設置に関する協議会等を設置し」という付記が付いていると思いますが、今後そういった施設の一体型なのか、またはそうでないのか。あるいは義務教育学校の設置に関する協議会等の今後の見通しみたいなものがあれば教えていただけたらと思います。

浦林教育長 西村課長。

西村課長 仮に本日、この議案を議決をいただきましたら、市長部局のほうと連携いたしまして速やかに準備に向け取り組んでいく予定になってございます。施設一体型であるかとか場所等につきましては、これは市長部局のほうで地域の方々のお声も聞きながら進めていくというふう把握しているところでございます。9番の準備会等につきましても、これは審議会のほうでもいろいろご意見をいただいたところでして、例えば校歌でありますとか、校章でありますとか、制服でありますとか、教育内容でありますとか、そういったハード面・ソフト面を学校の開設に向けて準備していった欲しいというご要望もございましたので、そのあたりにつきましても市長部局と連携しながらしっかり準備を進めていきたい、そのように考えてございます。

荒川委員 これは市役所の中にそういった協議会ができるのか、または地域の方ですとか、広くは米子市の住民の方とかが入る協議会が設置予定なのか。

浦林教育長 西村課長。

西村課長 設置が予定されているかどうかにつきましては、まだこれは不透明なところでございますので今、明確なお答えをすることはできませんけど、仮にそういった形になった場合には、教育委員会としましても市長部局としましても、連携を取りながら、地域の方の声をいただきながら、こういった形になるかわかりませんが、いずれにしてもしっかり準備を進めて参りたいということでございます。

荒川委員 そういった中で一体化またはそうでない、または新設をする、既存の施設を使うといったことも含めて、今後、市長部局と一緒に考えていかれるということですか。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 先ほども西村課長がご答弁申し上げましたとおり、地域の方々のご意見を丁寧に伺いながら、市長部局と一体となって新しい学校として相応しい場所に建てていくということを考えて参りたいということを考えておりますので、今、こういった会

になるのかとかといったところは不透明ではございますが、しっかりとご意見を頂戴しながら相応しい形をというふうにご考えております。

浦林教育長　　少し前提を整理しますと、まずこの教育委員会の場でこの議案が承認をいただけるかいただけないかというところがないまま、そういった部分に走ることはできませんので、まずは今日が1つの区切りとなり、そしてそれを承認いただいた暁に、今のような動きが活性化してくると、そういうふうにお考えいただけたらと思います。

荒川委員　　わかりました。

浦林教育長　　上森委員。

上森委員　　まず、この校区審議会の方々が今年の4月から合計5回、地域の方が本当に集まっていたいて実のある話を、自分たちの校区がどうあるべきか、学校だけではなくまちづくりにまで及んだような5回の議事録を、その都度、教育委員会の中で見せていただいて。本当に地域の方が、子どもたちに少しでもいい環境で教育を受けさせたい、そのためには自分たちに何ができるかというようなことも含めて、第1回目は地域の方々は不安だとか疑問だとか、そういったことがたくさんあるような意見内容だったんですが、回を重ねるたびに、縄田会長が上手くそのへんの意見を引き出していただいて、その都度、事務局のほうは丁寧に「それに関してはこうだよ」というふうなことも含めて、5回それぞれ充実した会を開いていただいたことに関しまして、地元の方も安心して納得されたんじゃないかなというふうな5回の議事録を見させてもらって、安心をしたところで

す。
それを受けての今回の、この6つのことも含めた上での答申ということで、今日を迎えているわけですが。決して地元の方が、子どもたちが少なくなるから委縮して、なんか悪い地域になるというような雰囲気ではなく、これを機会にまちづくりも含めて、子どもたちにどういう教育をして、その拠点を具体的にどうしていこうかというのはこれからだろうと思いますので、この答申を本当に重要に受け止めて、私はいい議論をしていただいてここまで来たんだらうと思っております。ぜひともこの答申の内容を受けて議会に諮っていただいて、これが前に進む

ようお願いしたいなど。それ以降に関しては、またその後に委員として、教育委員会としてサポートをしていけたらと思っておりますので、この答申はありがたく読ませていただきました。

浦林教育長 その他はいかがでしょう。三瓶委員。

三瓶委員 保護者目線での意見なんですけど、私は保護者として学校に子どもを通わせたい理由の1つとして、多くの人と出会ってもらいたい、そしてその出会った人たちとたくさんの意見を交換してお互いを認め合う、そんな経験をたくさんしてもらいたいという気持ちを持っているんです。このたび、この3つの小学校と1つの中学校が合併して義務教育学校になるということで、今までより多くのお友だちが、上級生、下級生、意見交換できる場というのはとても増えると思いますし、それに伴って支えてくださる大人も増える、先生方の数も増えるし地域の方々の輪もきっと広がっていく。なので、そこらへんの人々に本当に助けをいただきながら、子どもたちがいろんな意見を交わす中で、お互いに認め合うというケーススタディをより数多く重ねていけるんじゃないかということで期待しております。おそらく今後、子どもの学校が遠くなるというのは保護者にとってとても大きな問題とかだったり、いろんな問題が出てくると思うんですけども、ひとまずは皆さんのご厚意で前向きに進んでいるということは、とても喜ばしいことだと私は思います。

浦林教育長 白井委員。

白井委員 質疑を超えて意見です。まず先ほど上森委員もおっしゃいましたように、この審議会のこれまでの議事録等をつぶさに読ませていただいた時に、本当に複式学級のことやら小規模特認校の制度だとか、考えられる選択肢等について、事務局の方が視察等も含めて調査された資料を元にして、委員さん方が自由闊達にいろんな意見を言う中で最終的にこういう答申が出されたということで、敬意を表すというか、本当に一生懸命に審議していただいたなというのが率直な感想でした。この結果に基づいて、令和の新しい時代に初めて米子市に開校する学校ですし、しかもそれが9年間を通しての新しい、これも米子市にとって初めての学校になるということの期待を持っています。ここには3つの小学校区が言われているわけですが、やはり3

つの小学校区それぞれに校区としての伝統ですとか、その地域の文化だとかがあって、これがなくなるということについての抵抗感も地域の方々にはあろうかと思えますけれども、それを上手に融合させながら、これから通う子どもたちだけでなくこの美保地区の方、まあその子どもたちが近い将来にはその地域の住民となるであろう子どもたちも含め、現在の住民の方も、この新しい学校が自慢になるというか誇りになるというか、その地域のコミュニティの中心にでもなる、そういった学校になったらいいなと思いつつ読みました。そのためにも付記にもありましたように、学校として「地域に開かれた学校づくり」というのがしっかりと具現化して、進んでいっていただけたらというのが、私の想いです。

浦林教育長 上森委員。

上森委員 お話にちょっとつけ加えて、児童が少なくなるから、生徒が少なくなるから合併して1つの学校を作ろうという発想ですと、どうしてもやっぱり「夢がない」とか「先がない」とか、そういうふうなことに陥りがちなんですが、そうではなくて「この地域で新しい学校を作っていくんだ」と、そういう夢だとか希望を持って、多分地域の方々には不安の中で話をされている内容を読ませてもらって、事務局としても第4回目の中で義務教育学校の経営ビジョン等々も少し話されたようなんですが、まちづくりを含めた学校のあるべき姿、この子どもたちがやっぱり地元に戻ってきて地元のために何か新たなまちづくりをしよう、その地域のモデルといいますか。過疎化が進んだ合併ということではなくて、新しい形で、新しい方向で自分たちがチャレンジ、夢を抱いてこういうものを作っていくんだというような学校にして欲しいしなるべきだなと。子どもたちも地域の人も、自信を持って「この学校を盛り立ててやって良かったんだ」ということが、再スタートできるような、この答申を受けてあらためて応援したいですし、開かれた学校の中で事務局と市長部局が一緒になって、学校もまちづくりの1つの場所でもありますので、お願いをしたいということを感じました。先ほどのこども総本部も縦割り行政ではなくて、厚労省と文科省の縦割りのものを横で、子どものためにどうあるべきかということのこども総本部の趣旨の1つだと思いますので、学校がこの弓浜地区の新たな地区のスタートだというふうなことで、事務局を含めて私も一緒に考えていけたらということをお手伝いでき

たらということ、あらためてこの答申を見て思っているところ
です。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 今、夢があるというお話がありましたけども、子どもが育つ
環境で夢が出てくるんですが、実は私は今回、保護者にとっ
ても子育ての環境がとていいのかなと思うところがあって。そ
れは少し先の子育てのお話が伺える、1つの小学校だと1年生
の方は6年生の方のお話は伺えるんですが、同じ学校というこ
とで中学生の方のお話もよりそういう情報が入りやすくなる可
能性が増えてくると、そこを見て今どうすべきかと考える幅が
広がるなどと思って、子育てされる方の環境も良くなるなど思っ
て、私自身、羨ましくもありました。PTAのことも少し記載
がありましたけれども、本当に各学校がオリジナルの特色ある
活動をされている中で、それを離れていく寂しさは当然あると
思いますけど、新しいものが生まれる可能性というのはすごく
あって、子どもさんだけではなく地域の皆さんやPTAの活動
においても、そういう期待感はずごく持てるなどというふうに感
じたところです。今回ここに至るまでに、事務局のほうも何回
も地域に出かけて、コロナ禍で開催が難しかったと思うん
ですが、その中で工夫しながら開催をしていただいた。参加される
側も初めてこうだっというのに出会って、対面の説明会って参
加する側もなかなか躊躇があったと思いますけども、いろいろ
乗り越えて今回ここまで来て、答申のほうも途中で複式のこと
がいろいろ変更になったにも関わらず、それを先送りされずに
今回こういう答えが出て来たことを受けて、先ほど課長さん
のお話がありましたけれども、今後“速やかに”という言葉がと
ても大切になってくるのかなと感じています。いろいろ予想で
きないような問題がこの先出てくるかもしれないんですけど、
そういった地域の方の想いを速やかに行動に移していただくと
ともに、やはりその地域の方に対して丁寧な説明というのは、
今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

浦林教育長 ありがとうございます。この答申を受けて議案のとおり進む
べしといったご意見であったかと拝聴いたしました。

ではご意見のほうも出ましたので採決をしたいと思ひます。
議案第60号については、原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第60号「美保地区の米子市立小・中学校の校区について」は、原案のとおり承認することにいたします。

今も意見をいろいろ言っていただきましたけども、もしさらにこういったことに留意したらというご意見があれば、ここでもあらためてお伺いしたいと思います。荒川委員。

荒川委員 施設に関して、これから詰めていくというお話は何ったところなんです、小学校1年生と中学校3年生のお子さんのことを考えると、とにかく安全第一に、全てはそこだなというふうに感じましたのでくれぐれもお願いします。

浦林教育長 全てメモをさせていただきますので。本当に何なりとたくさん言っていただいて、それを全て叶えるということが地域の方、子どもたちのためになることだと思いますので。今日に限らず、今後もお伺いしたいと思います。

また進捗状況であったり、ご意見をお伺いする場を設けて参りたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

浦林教育長 本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして米子市教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時46分